

青森県報

第三千三百六十八号

平成二十三年
三月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出……………	(同)	一
生活保護法による指定施術者の住所変更の届出……………	(同)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	二
建築基準法第八十五条第一項の規定による区域の指定……………	(建築住宅課)	三
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………	(会計管理課)	三

告 示

青森県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	ジャスコ下田店薬局	一 上北郡おいらせ町中野平四〇の	平成三三・三・一
変更後	イオン薬局下田店		

青森県告示第二百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八	訪問看護ステーションえがおはしかみ	三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	平成三三・三・一
八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八一				

区分	氏名	住所	施設所の名称	施設所の所在地	変更年月日
変更前	藤本 高志	青森市松森二丁目九の二	青い森整骨院松原	弘前市大字中野四丁目六の九	平成三・三・二〇
変更後		弘前市大字安原三丁目二の七 レ・リュミエール二〇二二号			

青森県告示第二百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
株式会社ウル・ラボール	株式会社ウル・ラボール	弘前市大字和徳町一四の二	訪問介護	ホームサポート呼鈴	弘前市大字松ケ枝一丁目一の二	平成三・三・一六

青森県告示第二百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	住所	指定年月日
医療法人社団 来蘇圓会	黒石市あけぼの町五二	居宅介護支援事業所ケアプランあけぼの	黒石市あけぼの町五二	平成三・三・一六	

青森県告示第二百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日
株式会社ウル・ラボール	株式会社ウル・ラボール	弘前市大字和徳町一四の二	訪問介護	ホームサポート呼鈴	弘前市大字松ケ枝一丁目一の二	平成三・三・一六

青森県告示第二百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 抱民舎	名称	弘前市大字高屋 三丁目七三五の 三	主たる事務所の 所在地	指定障害福祉サ ービス業者
	就労継続 支援A型			
〇〇	名称	弘前市大字富田 二丁目三の二六	所在地	障害福祉サ ービスを行う 事業所
平成 二〇・四・一				指 定 年 月 日

青森県告示第百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項の規定により、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る区域を次のとおり指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

三沢市、七戸町、おいらせ町、田子町及び階上町の区域（青森県建築基準法施行条例（平成十二年十月青森県条例第百五十八号）第三条第一項の規定による災害危険区域並びに当該災害危険区域外にある高さ三メートル以上のがけ（地表面が水平面に対し三十度以上の角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）及び当該がけの上下に接する土地（がけの上にあつてはがけの上端からの水平距離が当該がけの高さの一倍以内、がけの下にあつてはがけの下端からの水平距離が当該がけの高さの二倍以内の土地をいう。）を除く。）

青森県告示第百八十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十三年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市造道三丁目二五の一
青森食品衛生協会
- 二 変更内容
 - 1 変更前の売りさばき場所
青森市造道三丁目二五の一
 - 2 変更後の売りさばき場所
青森市佃二丁目一九の一三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭